令和　　年　　月　　日

発　　掘　　承　　諾　　書

武雄市教育委員会教育長　様

土地所有者

住所：

氏名：

　　　　　　　遺跡の発掘にかかわる下記１の予定地における発掘を承諾します。

また、出土遺物については、下記２の事項を了承の上、武雄市教育委員会に無償譲渡し、文化財として活用されることを承諾します。

記

１．予定地（所在地）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　　　　　　所 | 面　　　積 | 取得年月日 |
| 武雄市　　　　町大字 | ㎡ |  |
| 武雄市　　　　町大字 | ㎡ |  |
| 武雄市　　　　町大字 | ㎡ |  |
| 武雄市　　　　町大字 | ㎡ |  |
| 武雄市　　　　町大字 | ㎡ |  |

２．承諾事項

（１）上記遺跡の出土物の警察署への届出等、手続きについて武雄市教育委員会に一任すること（遺失物法第４条）。

（２）出土物のうち、土地所有者の所有物に係る物件については、警察署による告示後６ヶ月までの間に返還を求めることができること（文化財保護法第１０１条及び第１０３条）。

（３）出土物のうち、警察署長が文化財と認めたものは県教育委員会に提出され、県教育委員会において鑑査が行われ、その結果文化財と認定されたものについて、県警察署による告示により所有者が判明しなかった場合は、県に帰属する（文化財保護法第１０５条）。ただし、本承諾書をもって、武雄市教育委員会が一括保管・活用を希望する場合は、当該（武雄市）教育委員会に一括譲与されるものとする（文化財保護法第１０７条）。

（４）警察署による告示により所有者が判明しなかった場合の文化財保護法第１０５条の規定による土地所有者への通知は、本状の承諾を以って代えるものとする。